

別紙 1

■ 土地の概要

所在地：姫路市白浜町甲1920-1の一部  
 所有者：千代田区丸の内三丁目1番1号  
 出光興産株式会社  
 面積：約112,000m<sup>2</sup>  
 用途地域：工業地域  
 (容積率200%、建ぺい率60%)



■ 土地の沿革

- ・ S55～S59 妻鹿漁港整備事業（水産物の生産・加工・流通拠点の整備事業）により、姫路市が山土、残土等、浚渫土により埋立てを行う
- ・ S62～ 出光興産(株)が遊休地として所有（製油所等事業所施設として使用した経歴はなし）
- ・ H15 出光興産兵庫製油所の閉鎖
- ・ H20 出光興産(株)が所有地（現パナソニック液晶ディスプレイ用地）から油分浄化等の適切な処理を施した土砂等を搬入（油分浄化土45,000m<sup>3</sup>と護岸石）
- ・ H22～H27 搬入された土砂（油分浄化土30,000m<sup>3</sup>）を関西電力(株)が敷き均し、設備更新時の現場事務所として使用

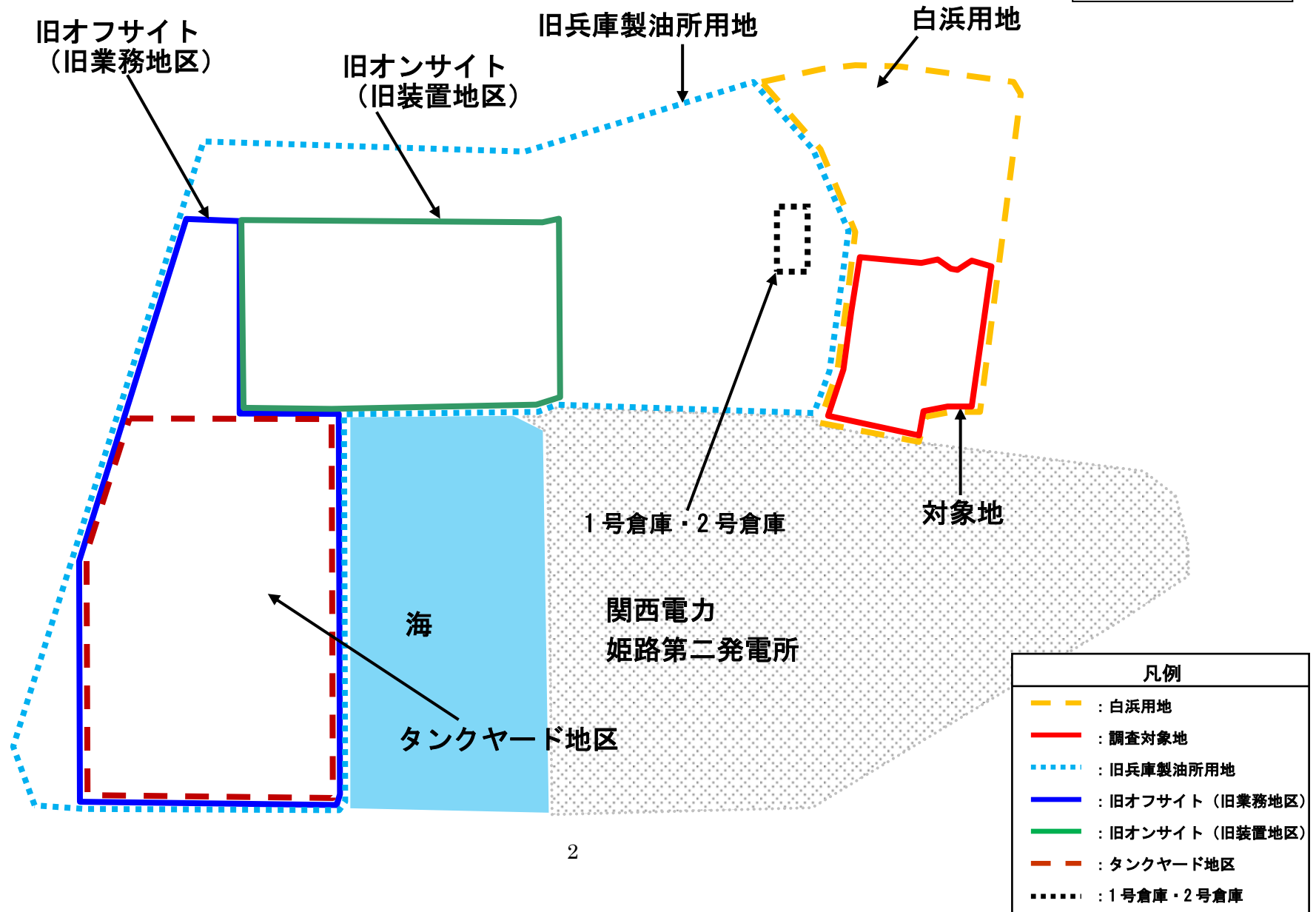
■ 専門家会議

中央卸売市場移転予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議委員名簿

氏名	所属	専門分野
平田 健正	放送大学和歌山学習センター所長	環境水理学
中島 誠	国際航業株式会社 フェロー	土壌地下水汚染調査・対策
保高 徹生	国立研究開発法人産業技術総合研究所 地圏資源環境研究部門 主任研究員	リスク評価・試験法
藤森 一男	兵庫県環境研究センター 科長	環境化学

別紙2

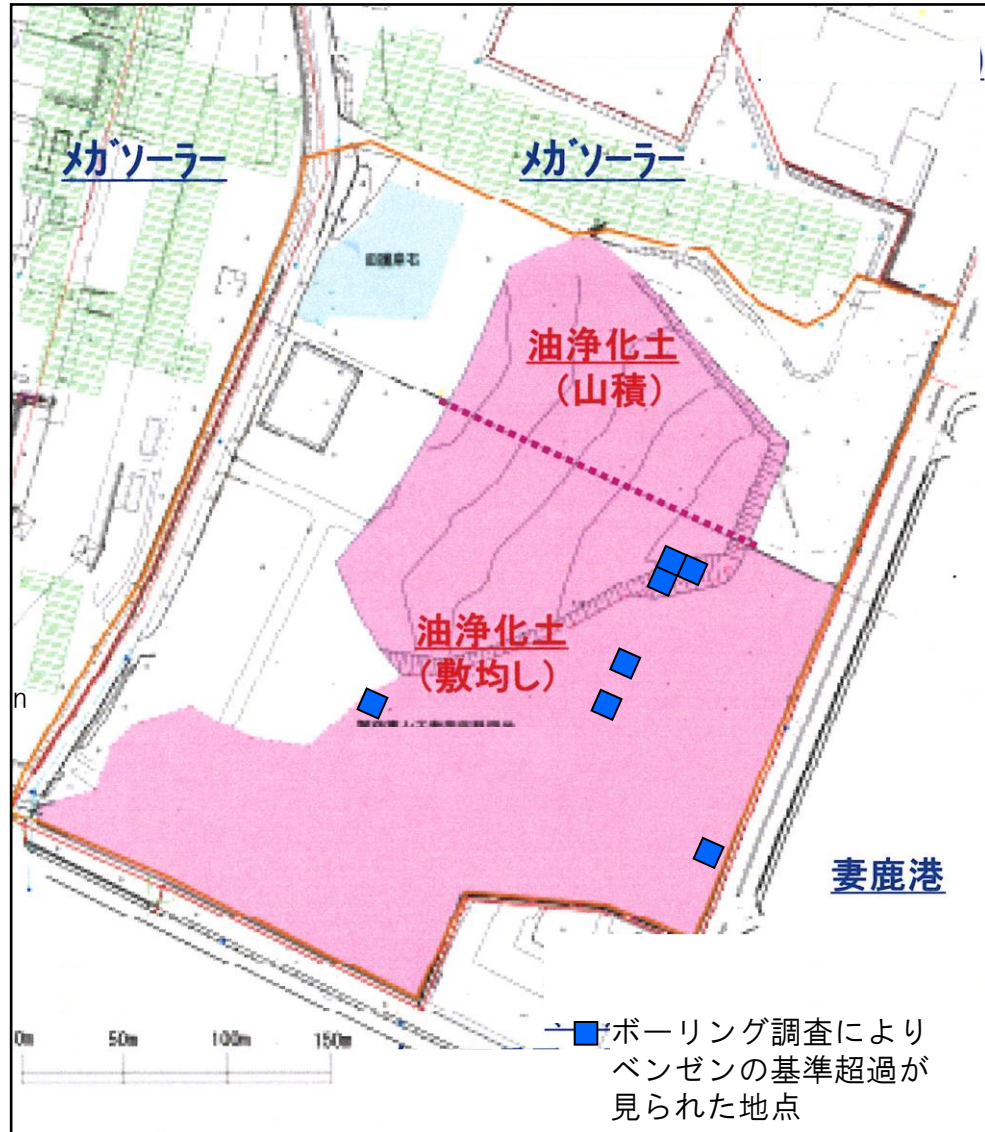
対象地と周辺地の位置関係



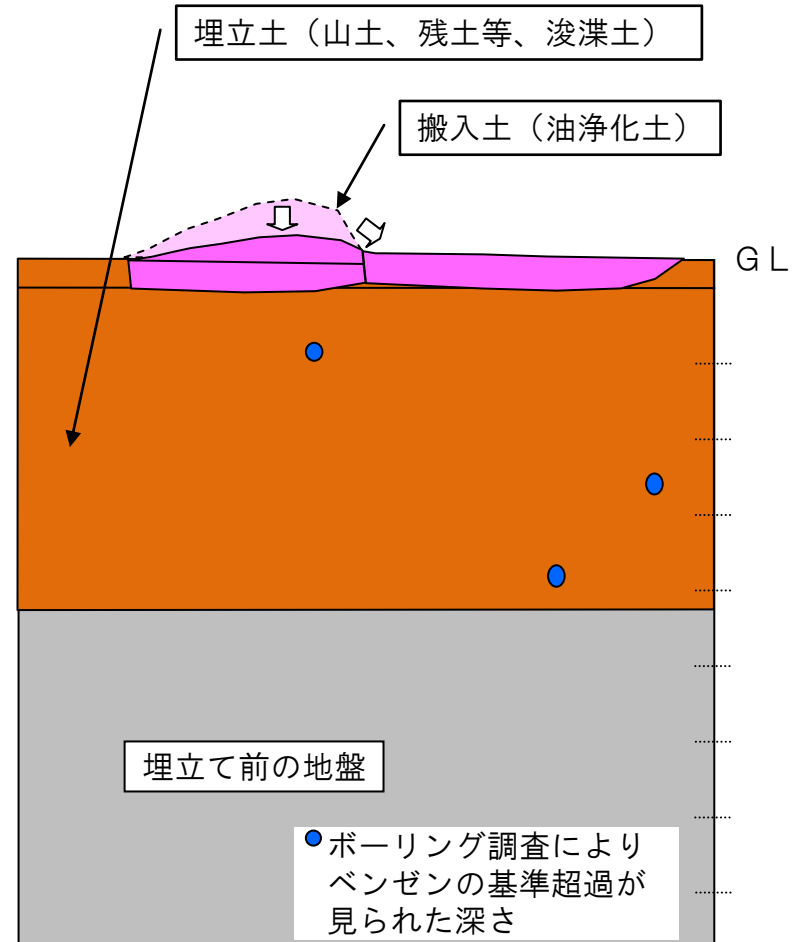
別紙3

ベンゼンの土壤汚染分布

(平面図)



(断面図)



※詳細なボーリング調査は実施されていないため、  
土壤の分布はイメージ

別紙 4

対象地における出光興産㈱の自主調査

移転予定地の一部（油処理土で盛土された範囲）において、土壌汚染のおそれのある砒素、鉛、ベンゼンについて土壌汚染対策法に基づく調査方法で自主調査を行った結果、一部で土壌汚染が確認された。

種類	土壌溶出量基準		土壌含有量基準 (土壌1kgにつき150mg以下)	
砒素	×	30m格子の99区画中63区画で <u>土壌溶出量基準超過（最大5.4倍）</u> 検出値：0.011mg/L～0.054mg/L (基準：0.01mg/L以下)	○	30m格子の99区画中全区画で 基準適合（基準：150mg/kg以下）
鉛	○	30m格子の99区画中全区画で 基準適合（基準：0.01mg/L以下）	○	30m格子の99区画中全区画で 基準適合（基準：150mg/kg以下）
ベンゼン	×	土壌ガス濃度が検出された10m格子中 28区画（地点）でボーリング調査を行 った結果、7地点で <u>土壌溶出量基準超過（最大30倍）</u> 検出値：0.012mg/L～0.30mg/L (基準：0.01mg/L以下)	—	—

- ・土壌溶出量基準 ⇒ 土壌に含まれる有害物質が地下水に溶けだして、その有害物質を含んだ地下水を生涯にわたり飲んで口にすることによるリスクに対して設定された基準
- ・土壌含有量基準 ⇒ 有害物質を含む土壌を口や肌などから生涯にわたり直接摂取することによるリスクに対して設定された基準